

議案第40号

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年2月7日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市職員の給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第42号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(初任給、昇格、昇給等の基準)	(初任給、昇格、昇給等の基準)
第4条 [略]	第4条 [略]
2～6 [略]	2～6 [略]
7 <u>第5項の規定により職員（第9項の適用を受け る職員を除く。以下この項において同じ。）</u> を昇 給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給 数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で 勤務した職員の昇給の号給数を4号給（行政職給 料表の適用を受ける職員でその職務の級が5級以 上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受 ける職員でその職務の級がこれに相当するもの として人事委員会規則で定める職員にあつては、3 号給）とすることを標準として人事委員会規則で 定める基準に従い決定するものとする。ただし、 育児短時間勤務職員等の給料月額については、そ の者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて 得た額とする。	7 第5項の規定により職員を昇給させるか否か及 び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定 する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇 給の号給数を4号給（行政職給料表の適用を受け る職員でその職務の級が5級以上であるもの及び 同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職 務の級がこれに相当するものとして人事委員会規 則で定める職員にあつては、3号給）とすること を標準として人事委員会規則で定める基準に従い 決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職 員等の給料月額については、その者の受ける号給 に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。
8 <u>医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、5 6歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの</u> を超える職員に関する前項の規定の適用については、 同項中「4号給（行政職給料表の適用を受ける職 員でその職務の級が5級以上であるもの及び同表 以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の	8 <u>55歳（人事委員会規則で定める職員にあつて は、56歳以上の年齢で人事委員会規則で定める もの）</u> を超える職員に関する前項の規定の適用に ついては、同項中「4号給（行政職給料表の適用 を受ける職員でその職務の級が5級以上であるも の及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員で

級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

9 55歳を超える職員（医療職給料表(1)の適用を受ける職員を除く。）の第5項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、育児短時間勤務職員等の給料月額については、その者の受ける号給に応じた額に、算出率を乗じて得た額とする。

10 [略]

11 [略]

12 [略]

13 [略]

第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第13項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

その職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。

9 [略]

10 [略]

11 [略]

12 [略]

第4条の2 再任用職員で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第12項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

（住居手当）

第14条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。第3号において同じ。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（有料宿舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他規則で定める職員を除く。）

(2) 自らの所有に係る住宅（規則で定めるこれに準ずる住宅を含む。）に居住している職員（規則で定める職員を除く。）

(3) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員（以下「単身赴任手当支給職員」という。）で、配偶者が居住するための住宅（有料宿舎その他規則で定める住宅を除く。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの

(4) 単身赴任手当支給職員で、自らの所有に係る住宅に配偶者が居住しているもの（当該職員が当該住宅に居住していた場合に第2号の規定に該当することとなるもの又はこれらのも

<p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>3 [略]</p>	<p>のとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものに限る。）</p> <p>2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（第1号又は第2号に掲げる職員のうち第3号又は第4号に掲げる職員でもあるものについては、第1号又は第2号に掲げる額及び第3号又は第4号に掲げる額の合計額）とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前項第2号に掲げる職員 6,500円</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）</p> <p>(4) 前項第4号に掲げる職員 3,200円</p> <p>3 [略]</p>
---	---

（さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 さいたま市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成19年さいたま市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（次項及び第10項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年さいたま市条例第46号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、<u>平成27年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する</p>	<p>附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p>（給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>8 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（次項及び第10項の規定の適用を受ける職員を除く。）で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（規則で定める職員にあっては、当該給料月額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年さいたま市条例第46号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額との権衡を考慮し、市長が別に定める額）に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

<p>額を給料として支給する。</p> <p>9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（規則で定める職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）に限る。）で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年さいたま市条例第52号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>10 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（規則で定める職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年さいたま市条例第41号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、平成27年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>11～16 [略]</p>	<p>額を給料として支給する。</p> <p>9 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（規則で定める職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。）に限る。）で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年さいたま市条例第52号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>10 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員（規則で定める職員に限る。）で、その者の受ける給料月額が前項の市長が別に定める額とさいたま市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成23年さいたま市条例第41号）第1条の規定による改正後のさいたま市職員の給与に関する条例別表第1並びに別表第2イ及びウの表に定める額並びに同条例附則第32項第1号の規定により減ずる額との権衡を考慮し、市長が別に定める額に達しないこととなる職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>11～16 [略]</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第2条の規定 公布の日
 - (2) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第14条の改正及び次項の規定
平成26年4月1日
 - (3) 第1条中さいたま市職員の給与に関する条例第4条及び第4条の2の改正 平成27年4月1日
- （住居手当に関する経過措置）
- 2 平成26年4月1日から平成28年3月31日までの間は、この条例による改正前のさいたま市職員の給与に関する条例第14条第1項第2号又は第4号の規定に

より平成26年3月に係る住居手当を支給される職員で同月1日から引き続き当該住居手当の支給に係る住宅に自ら又は配偶者若しくは子が居住しているもの（規則で定めるこれに準ずる職員を含む。）については、同条第1項及び第2項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第2項第2号中「6,500円」とあるのは、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては「4,500円」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては「2,500円」と、同項第4号中「3,200円」とあるのは、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間にあつては「2,200円」と、同年4月1日から平成28年3月31日までの間にあつては「1,200円」とする。